


所管部課	都市建設部 都市計画課	部長	鈴木 菜穂美			
件名	東大和市特定生産緑地指定基準について					
		区分	1 審議事項	<input type="radio"/>	2 報告事項	
関係事項	条例規則					
	部課機関					
<p>1. 要旨</p> <p>平成29年5月に生産緑地法の一部が改正され、指定から30年が経過する前に生産緑地を特定生産緑地に指定することにより買取申出の時期が10年延長されるとともに、税制上の優遇措置を継続することができる「特定生産緑地制度」が創設された。</p> <p>ついては、特定生産緑地の指定について、必要な事項を定めるため、国が定めた都市計画運用指針等を参考に「東大和市特定生産緑地指定基準（以下「基準」という。）」を制定するものである。なお、今月中旬以降に予定している、生産緑地の所有者を対象とした特定生産緑地制度の説明会において、基準に基づいた説明を行う。</p> <p>(1) 主な内容</p> <p>①特定生産緑地の指定要件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生産緑地地区に指定されていること。 ・適切に肥培管理された農地等であること。この場合において、肥培管理の状況の確認に際し、農業委員会の意見を聴くものとする。 ・申出基準日がおおむね3年以内に到来することとなる生産緑地であること。 ・一筆の一部を特定生産緑地に指定する場合は、当該一部分について分筆し、一筆の全部としていること。ただし、現に一筆の一部を生産緑地地区に指定している農地をそのまま指定する場合は、分筆を不要とする。 <p>②指定等の手続き</p> <p>(2) 施行日</p> <p>決裁日から施行する。</p> <p>(3) 影響及び効果</p> <p>基準に基づいて、特定生産緑地を指定していくことにより、引き続き都市農地が保全され、良好な都市環境の形成を図ることができる。</p> <p>2. 経過（現時点に至るまでの経過）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成29年5月12日 生産緑地法一部改正 ・平成30年4月1日 生産緑地法一部改正の施行 ・令和元年7月31日 東大和市都市計画審議会に報告 <p>3. 留意事項（問題点等）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一筆の一部を特定生産緑地に指定し分筆する際は、残地の測量を要す。 ・法令及び都市計画運用指針に、特定生産緑地の面積要件が規定されていないこと等により、基準に面積要件を定めない。なお、説明会においては、留意事項として、生産緑地の面積欠如による、いわゆる道連れ解除について、説明する。 <p>4. 主管部処理案（検討結果等）</p> <p>庁議終了後、速やかに基準の制定について起案の事務を進めたい。</p> <p>5. 審議結果</p>						

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。